

令和6年度 第2回 岡山市環境政策審議会概要

1 日時 令和6年8月21日（水曜日）午後2時～午後3時25分

2 場所 分庁舎6階環境局会議室

3 出席者

委員：赤井委員、井勝委員、市委員、黒崎委員、塩入委員、長門委員、哈委員、松井委員、三宅委員、吉田委員

岡山市：環境局長、次長、環境企画総務課長、環境事業課長ほか関係職員

事務局：環境企画総務課

4 傍聴者なし

5 主な意見

(1) し尿処理手数料について

岡山市のし尿処理状況、体制、料金体系、見直しの必要性について説明を行い、意見交換、質疑応答が行われた。

主な内容は以下のとおり（●は委員、○は当局を示す）

●し尿処理手数料の値上げについて許可業者から要望があったのか。

○許可業者からは岡山市に対して3度値上げの要望があった。

●許可業者は、し尿収集世帯が減ることで手数料の減収となるが、1戸当たりのコストが上がっているということなのか。

○し尿収集量が減っている状況としては、し尿収集世帯が新たに増えないこと、下水道の普及や合併処理浄化槽の設置により、し尿収集世帯の点在化が進み収集効率が悪くなるということ。また、し尿収集世帯の高齢化が進み、世帯員も減っていくので、許可業者の収入も減ることにつながる。結果としてコストが上がることにつながる。

●許可業者からは、業務の継続のために実際どれぐらいの料金が必要だと具体的な金額の要望があったのか。

○要望があったのは、令和5年1月、令和5年8月、令和6年3月の3回。令和5年8月のときには約20数%の値上げ、令和6年3月のときには50%ぐらいの値上げの要望があった。

●近年、人件費、燃料費、車両購入費等の経費が上がっているということだったが、その資料については、改定の方向性を出すときに一緒に出すということか。

○原価計算をして、どれぐらいの金額にしなければならないかということをお示しするため、毎月勤労統計調査の廃棄物処理業の給料などを参考に試算する予定です。

●生活保護を受けている世帯のし尿処理手数料は免除されているのか。

○免除していない。

●ごみ処理手数料には減免があるのに、同じ廃掃法の中でし尿処理手数料の減免がないというのはなぜか。

- ごみ処理手数料は処理費、し尿処理手数料は処理費ではなく収集運搬だけの費用という違いがある。もちろんし尿も処理に経費はかかっているが、し尿収集世帯から処理費としてはいただいている。
- 許可業者は収集効率が悪く、実際に採算が合わなくなると業務の継続ができなくなる。下水道などの他の選択肢と比べて、不公平感が出ないような料金水準を設定する必要がある。あとは原価計算を適正に妥当と思われるものを次回の審議会で提示してもらいたい。
- 市民の公平感と許可業者の持続可能性の両方を担保できるようにする必要がある。
- 合併処理浄化槽世帯の負担額との均衡も考えてもらいたい。
- 市直営はずっと残すのか。
 - 非効率的な部分を市直営が収集していること、災害時にも対応できるように残す。
- 許可業者は減っているのか。
 - 許可業者は現在8社だが、増減予定はない。
- 合併処理浄化槽の清掃等に係る料金は市が決められているのか。また料金水準は把握しているか。
 - 合併処理浄化槽の清掃等の料金は許可業者が決められている。前提としてし尿処理手数料は収集・運搬だけの料金であり、合併処理浄化槽や下水道は処理に費用がかかっている。試算すると合併処理浄化槽にかかるコストが高いようだ。
- 合併処理浄化槽の大体の収集料金の水準はわかるか。
 - 点検や清掃の内容が各許可業者で違うことや、料金も月払いや年払いなど料金体系も違うので一概にはいえない。
- し尿処理手数料というのは、市直営のし尿処理手数料を決めますよという理解でよいのか。
 - そのとおり。
- 市直営のし尿処理手数料を決める。実質的にはそれと同額で許可業者が料金を設定することになるということか。
 - そのとおり。
- し尿収集世帯が、家を新築する場合、合併処理浄化槽の設置や下水道に接続するように勧奨しているのか。
 - 当然しています。
- 生活保護世帯への減免を考えてはどうか。
 - 以前は免除を行っていたが、受益と負担の公平性の観点から廃止させていただいた経緯がある。

- 災害時の浸水地域におけるし尿の流出による衛生問題がある。適切な部署に伝えてもらいたい。

- 手数料の値上げについては、し尿収集世帯は高齢者が多く所得が少ないことや許可業者の業務継続性を考慮していただきたい。
 - 次回お示しできるような資料を検討する。

- し尿収集量の将来予測がないが。
 - 次回お示しできるような資料を検討する。

- 低収入のし尿収集世帯への減額や補助金の交付を検討してもらいたい。
 - し尿処理手数料は、合併処理浄化槽や下水道料金などを総合的な判断も含めて料金水準をお示させていただく。

- 工事の施行、イベント等で一時的に設置した仮設便所の料金は、営業部分でもあるので、上げられる可能性はあるのではないか。
 - 従量制の料金が上がると、値上げ幅にもよるが、仮設便所の料金3,000円も上がると思われる。

- 浄化槽の清掃業及び汚泥の収集・運搬業を行っている許可業者は競争して料金を設定しているのか。
 - 競争ということになる。浄化槽の清掃業及び収集・運搬業の方は、許可上はし尿の収集・運搬業のようなエリア分けをしていない。結果的には、なかなか競争までには至っていないのではないか。

- 合併処理浄化槽の清掃等の料金設定が、不当に高い料金設定で市民に負担をかけないように注意してもらいたい。

- し尿の収集・運搬許可業者と浄化槽の清掃業及び汚泥の収集・運搬許可業者は同じ業者なのか。
 - 同じところもある。